

○ 保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準（平成十一年金融監督庁告示第六号）

改正案	現行
（リース業務の範囲等） 第二条 規則第五十六条の二第二項第二十三号に規定する基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物品又は物件を使用させる業務（以下この条において「リース業務」という。）及びリース業務に係る機械類その他の物品若しくは物件と同種の機械類その他の物品若しくは物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物品若しくは物件の保守、点検その他の管理を行う業務（リース業務を営む場合に限る。）（以下この条において「中古物件売買等業務」という。）による収入の額の合計額に占める規則第五十六条の二第二項第二十三号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。 2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社として行っている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この条において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第五十六条の二第二項第二十三号に規定する金融庁長官が定	（リース業務の範囲等） 第二条 規則第五十六条の二第二項第二十三号に規定する基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物品又は物件を使用させる業務（以下この条において「リース業務」という。）による収入の額の合計額に占める同号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。 2 リース業務を営む会社が他のリース業務を営む会社を子会社として有する場合には、前項の収入の額には、当該会社の子会社の収入の額を含むものとする。

める基準は、次に掲げる要件のすべてを満たすこととする。

一 各事業年度において、リース会社集団のリース業務及び中古物件売買等業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の規則第五十六条の二第二項第二十三号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、リース会社集団に属するそれぞれの会社における中古物件売買等業務による収入の額が当該会社におけるリース業務による収入の額を上回らないこと。